本号で公布された法令のあらまし

◇地方自治法施行令等の一部を改正する政令（政令第二三七号）（総務省）

一　地方自治法施行令の一部改正関係

1　情報セキュリティに関する事項

地方自治法第二四四条の六第三項の指針及び助言の対象から除く執行機関を定めることとした。（第一七三条の七関係）

2　特定歳入等の収納に関する事項

㈠　地方自治法第二四三条の二の七第一項の規定により地方税共同機構が行う特定収納事務の対象から除くものを定めることとした。（第一七三条の四第一項関係）

㈡　地方自治法第二四三条の二の七第二項の規定により地方税共同機構に特定収納事務を行わせる場合について、地方税法施行令第五七条の五から第五七条の五の三までの規定を準用することとした。（第一七三条の四第二項関係）

二　その他関係政令の整備に関する事項

その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令（政令第二三八号）（内閣府本府）

1　国家戦略特別区域に、千葉県千葉市及び成田市以外の同県の区域を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（政令第二三九号）（内閣府本府）

1　都市再生緊急整備地域として新たに金沢駅東地域を定めることとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第二四〇号）（財務省）

1　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極について、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、次により、関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項及び第二項に基づく不当廉売関税を課するため必要な事項を定めることとした。

㈠　不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定めることとした。（第一条関係）

㈡　不当廉売関税の税率を定めることとした。（第二条関係）

㈢　黒鉛電極を輸入しようとする者等の提出書類を定めることとした。（第三条関係）

㈣　不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定めることとした。（第四条関係）

㈤　不当廉売関税に係る還付の計算期間等を定めることとした。（第五条関係）

㈥　その他所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二項関係）

2　この政令は、令和七年七月三日から施行することとした。

◇著作権法施行令の一部を改正する政令（政令第二四一号）（文部科学省）

1　著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない場合の著作物等の利用に関する裁定制度を利用しようとする者が納付すべき手数料の額は、一件につき一万三、八〇〇円とすることとした。（第八条第二項関係）

2　著作権者不明等の場合の裁定制度において、申請中利用をする者に対して裁定をしない処分をした場合に、その旨の通知に併せて補償金の額を通知する規定を削除することとした。（改正前第一二条第一項関係）

3　この政令は、著作権法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行することとした。

◇事業性融資の推進等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二四二号）（金融庁）

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五二号）の施行期日は、令和八年五月二五日とすることとした。

◇事業性融資の推進等に関する法律施行令（政令第二四三号）（金融庁）

1　総則

事業性融資の推進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第二一号に規定する政令で定める者は外国銀行支店等とすることとした。（第一条関係）

2　企業価値担保権

㈠　不特定被担保債権留保額

法第八条第二項第一号ハに規定する政令で定めるところにより算定した額は、配当可能額を五〇〇万円以下の金額等に区分してそれぞれの金額に三〇パーセント等を乗じて計算した額を合計した額（当該額が七〇万円を下回る場合にあっては、七〇万円）とすることとした。（第二条関係）

㈡　企業価値担保権に関する信託業務

(1)　法第三三条第一項等の規定により法第三二条の免許を受けたものとみなされる者が農林中央金庫等の会社以外のものである場合における技術的読替えを定めることとした。（第三条関係）

(2)　法第三九条第一項に規定する政令で定める業務は、同項第三号等に掲げる法律の規定に基づいて同号等に定める業務を行う企業価値担保権信託会社が同号等に掲げる法律以外の法令の規定に基づいて行うことができる業務等とすることとした。（第四条関係）

(3)　法第四〇条第一項の規定により企業価値担保権信託会社について信託業法を準用する場合の技術的読替えを定めることとした。（第五条関係）

(4)　信託業法施行令第一二条の二第一項及び第三項の規定は、法第四〇条第一項において準用する信託業法第二三条第二項に規定する委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者について準用すること等とした。（第六条関係）

(5)　法第四四条第五項の規定により企業価値担保権信託会社が電子公告により公告をする場合について会社法を準用する場合の技術的読替えを定めることとした。（第七条関係）

(6)　法第五五条第一項第二号等に規定する政令で定める指定は、金融商品取引法第一五六条の三九第一項の規定による指定等とすることとした。（第八条関係）

(7)　法第五五条第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とすることとした。（第九条関係）

(8)　法第五七条の規定により指定紛争解決機関について信託業法を準用する場合の技術的読替えを定めることとした。（第一〇条関係）

(9)　法第五七条において準用する信託業法第八五条の一七に規定する政令で定める者は、無尽業法第三五条の二第一項の規定による指定等を受けた者とすることとした。（第一一条関係）

㈢　登記

(1)　「登記権利者」等の定義を規定することとした。（第一二条関係）

(2)　法第二二三条の規定により不動産登記法を準用する場合の技術的読替えを定めることとした。（第一三条関係）

(3)　企業価値担保権の登記の申請をする場合等に登記所に提供しなければならない法第二二三条において準用する不動産登記法第一八条に規定する政令で定める情報は、申請人の氏名若しくは名称及び住所又は嘱託者の氏名等とすることとした。（第一四条関係）

(4)　不動産登記令第二条等の規定は、企業価値担保権に関する登記について準用することとし、必要な読替えを定めることとした。（第一五条関係）